

## 令和6年全国家計構造調査 利用上の注意 (2025年12月19日版※)

※ 「家計収支に関する結果」に関わる部分について記載しています。今後、結果公表の進捗に伴う追記・修正を予定しています。

全国家計構造調査の統計表をみる際は、以下の点に御留意ください。

### (1) 調査時期（家計収支に関する結果）

令和6年全国家計構造調査の「家計収支に関する結果」は、原則として10月・11月の収支を調査した結果であり、通年の収支を調査したものではありません。家計収支には季節性がありますので、10月・11月の収支内容がそのままその年の収支内容を代表するものとはなりません。また、2019年10月の消費税率改定など、制度変更の影響にも御留意ください（詳細は別紙1参照）。

### (2) 調査の範囲

令和6年全国家計構造調査は、全国から無作為に選定した約90,000世帯を対象として実施しましたが、次に掲げる世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査の対象から除外しています。

- ・料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
- ・賄い付きの同居人のいる世帯
- ・住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- ・外国人世帯
- ・学生の単身世帯
- ・15歳未満の単身世帯
- ・社会施設又は矯正施設の入所者（例：介護保険施設）
- ・病院及び療養所の入院者
- ・自衛隊の営舎内居住者

### (3) 集計体系による結果の違い

令和6年全国家計構造調査において作成する統計は、下表の三つの集計体系によって構成されています。

集計体系	家計総合集計体系	所得資産集計体系	個人収支集計体系
集計対象 世帯	基本調査 家計調査世帯特別調査(※1) 全国単身世帯収支実態調査(※2)	簡易調査 基本調査 家計調査世帯特別調査 全国単身世帯収支実態調査(※2)	個人収支状況調査
集計に用い る調査票	家計簿(10月)(※1)(※3) 家計簿(11月)(※3) 世帯票(※3) 年収・貯蓄等調査票(※3)	世帯票(※3) 年収・貯蓄等調査票(※3)	個人収支簿 世帯票(家計調査) 年間収入調査票 (家計調査)
標本規模	約4.8万世帯	約9.2万世帯	約900世帯
公表体系	家計収支に関する結果 年間収入・資産分布等に關 する結果	所得に関する結果 家計資産・負債に関する結果 年間収入・資産分布等に關す る結果	個人的な収支に關 する結果

※1 「購入先」及び「購入地域」を調査していない。

※2 全国・都道府県集計では集計対象に含め、県内経済圏・15万以上市集計では集計対象に含まれない。

※3 家計調査世帯特別調査では、「家計調査世帯特別調査票」と家計調査の「世帯票」、「年間収入調査票」、「貯蓄等調査票」、「家計簿」により調査している。

集計体系により集計に用いる調査票や調査対象世帯が異なるほか、同じ集計体系でも統計表により主な目的として集計する項目が異なるため、集計対象が異なる場合があります。例えば、分類項目「購入先」又は「購入地域」を含む統計表では、11月分家計簿のみを集計対象とし、10月分家計簿は集計に含めていません。このため、10月分及び11月分家計簿を集計に用いる統計表（分類項目「購入先」又は「購入地域」を含まない統計表）とは、同じ「消費支出」でも金額が異なります。

### (4) 標本誤差

全国家計構造調査は標本調査であり、結果には標本誤差が含まれます。一般には、標本規模が小さいほど標本誤差が大きくなりますので、利用に当たっては統計表の集計区分ごとの「集計世帯数（概数）」の違いに留意が必要です。もし標本規模が十分でない場合<sup>1</sup>は、下記の算出例を参考に、複数の区分を合算（「世帯数分布」をウェイトとして加重平均を行う。）した上で結果を利用することも御検討ください。

<sup>1</sup> 購入頻度の少ない高額商品・サービスの支出（例：「自動車購入」）については、その購入頻度の少なさから集計結果の誤差が大きくなる場合があり、調査結果の利用に当たっては注意が必要です。

(参考) 令和6年全国家計構造調査では、都道府県別消費支出（総世帯）について、集計世帯数800世帯程度の場合で標準誤差率が3%程度となることなどを目標に標本設計がなされています。実際に達成された標準誤差率については後日、詳細な結果を公表する予定です。

#### ＜加重平均の具体的な算出例＞

年間収入階級区分Aと年間収入階級区分Bを合算し、年間収入階級区分C（A、Bを合算）の加重平均を算出する場合

$$\begin{aligned}\text{○加重平均} = & [(世帯数分布 A \times 消費支出 A) \\ & + (世帯数分布 B \times 消費支出 B)] \div (世帯数分布 A + 世帯数分布 B)\end{aligned}$$

(算出例) 年間収入階級区分「100-150万円」(A) と「150-200万円」(B) を合算し「100-200万円」(C) の「消費支出」の加重平均を算出する場合  
家計収支に関する結果の第1-21表から下式で算出

$$\begin{aligned}\text{消費支出加重平均 C (139,656円)} = & [(世帯数分布 A (1,961,723) \times 消費支出 A (128,457円)) + (世帯数分布 B (2,960,755) \times 消費支出 B (147,077円))] \\ & \div (世帯数分布 A (1,961,723) + 世帯数分布 B (2,960,755))\end{aligned}$$

#### (5) 自然災害の発生による影響

令和6年全国家計構造調査では、「令和6年能登半島地震」による災害に対応するため、石川県の一部地域を調査対象から除外して調査を実施しました。これに伴い、石川県下の4市町を母集団推計の対象から除外するなどの措置をとっています（詳細は別紙2参照）。

#### (6) 総数と内訳の計・分類項目ごとの留意事項

原則として不詳の世帯は総数にのみ含み、内訳項目には含まれないこと、四捨五入による端数の調整を行っていないことから、総数と内訳の計は必ずしも一致しません。なお、分類項目ごとに留意すべき事項については、別紙3を参照してください。

#### (7) 統計表中に使用している記号・秘匿

統計表中に使用されている記号のうち、「-」は該当数値がないことを、「X」は該当数値が秘匿されていることを示しています（記号の凡例、秘匿についての詳細は別紙4参照）。

## 別紙1 調査時期に起因する留意事項

家計収支に関する結果は、2024年10月及び11月の収支を集計したものである<sup>※1</sup>。10・11月といった特定の時期の家計収支の結果をみる際には、季節性に留意する必要がある。通年調査の結果から得られる季節指数をみると、10月、11月とも100を下回っており、一般的に10・11月の消費支出は年平均値（1月から12月までの平均値）に比べやや低い水準であるとみられる<sup>※2</sup>（参考表1）。

消費税率の改定といった制度変更要因の影響にも留意が必要である。消費税率に関しては、2019年10月1日に8%から10%への改定が行われている。消費税率の改定前にはいわゆる駆け込み需要による消費支出の増加、改定後にはその反動による消費支出の減少がみられる。通年調査の結果をみると、2024年10・11月消費支出の2019年10・11月消費支出に対する増減率は、2024年平均消費支出の2019年平均消費支出に対する増減率に比べやや高くなっている。これは、2019年10月が消費税率改定直後に当たり、駆け込み需要の反動減による影響を受けているためとみられる（参考表2）。

※1 購入先、購入地域に関する結果は11月の支出を集計したものである。

※2 季節性（季節指数）は費目や地域等によっても異なり得る。例えば、11月の光熱支出に関する季節性について、北海道のように年間の寒暖差が大きい地域では全国平均よりも季節性が強く出ることが想定される。

参考表1 消費支出の季節指数の例

2024年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
季節指数	98.9	94.8	108.3	104.9	98.2	94.5	97.3	98.5	96.6	99.9	97.7	111.9

世帯消費動向指数（C T I ミクロ）基本系列（二人以上の世帯）2024年各月の「消費支出」について「原数值」÷「季節調整値」×100により算出。「季節調整値」は2025年1月分公表時のもの（毎年1月分公表時に季節調整替えを実施しており、季節指数も改定される。）

参考表2 2019年から2024年にかけての消費支出の増減率の例

2024年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
対2019年(同月)比(%)	-2.3	3.3	3.1	4.2	-3.4	1.5	1.1	0.5	-4.2	9.4	6.0	9.6	2.3

家計調査（二人以上の世帯）「消費支出」について、2020年～2024年各年の対前年(同月)比から5年間の名目増減率を算出

## 別紙2 自然災害による調査への影響と集計上の取扱い

令和6年全国家計構造調査では、「令和六年能登半島地震」による災害に対応するため、調査対象の範囲を変更し（石川県の一部地域を調査対象から除外）、調査を実施した。これに伴い、集計上の取扱いは以下のとおりとした。

### 1 石川県 - 県内経済圏「D 奥能登」

県内経済圏「D 奥能登」は、輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の4市町から構成される。当初、輪島市及び珠洲市を調査対象市として選定したものの、災害の影響により同圏全域を調査対象から除外することとした。このため、同圏を母集団推計の対象から除外とし、集計上は以下の措置を講じることとした。

- ・同圏の表章を取りやめた。
- ・「全国」、「北陸地方」及び「石川県」については、同圏を除いた地域を集計対象として表章した。

### 2 石川県 - 県内経済圏「C 中能登」

県内経済圏「C 中能登」は、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町及び中能登町の2市3町から構成される。七尾市、羽咋市及び宝達志水町を調査対象市町として選定したものの、災害の影響により七尾市を基本調査及び簡易調査の対象から除外し、家計調査世帯特別調査については通常どおり調査を実施することとした。このため、全域を調査対象から除外した市町はなく、集計上は通常どおりの取扱いとした。

### 別紙3 分類項目ごとに留意すべき事項（家計総合集計）

#### (1) 収支項目分類

- ・COICOP分類の集計は、収支項目分類の品目分類からCOICOP分類へ機械的に組み替えて行っている。なお、品目分類の1品目がCOICOP分類の複数項目に分類される場合でも、分割を行わず、便宜COICOP分類の1項目に対応させて組み替えている。

#### (2) 消費支出月額階級

- ・収支項目分類が「細分類」及び「中分類」の結果表では、「消費支出」の金額に基づいている。収支項目分類が「COICOP分類」の結果表でも、同じ階級を適用する。
- ・収支項目分類が「財・サービス区分」の結果表では、「財・サービス支出」の金額に基づいている。財・サービス支出計は、「細分類」及び「中分類」の消費支出に含まれる一部の品目（贈与金など）を含まないため、「財・サービス支出」に基づく階級と、「消費支出」に基づく階級では、各階級に含まれる世帯が異なる。

#### (3) 十分位階級、五分位階級

- ・分位階級は、世帯属性により以下の四種類の分位を作成している。

- ①総世帯・全世帯
- ②総世帯・勤労者世帯
- ③二人以上の世帯・全世帯
- ④二人以上の世帯・勤労者世帯

各々の結果表では、その表章対象（「世帯の種類」・「世帯区分」）に応じ、便宜、上記①から④までのいずれかの分位を適用している。

- 総世帯・全世帯・・・・・・・・・・・①
- 総世帯・勤労者世帯・・・・・・・・・・・②
- 総世帯・無職世帯・・・・・・・・・・・①
- 総世帯・その他の世帯・・・・・・・・・・・①
- 二人以上の世帯・全世帯・・・・・・・・・・・③
- 二人以上の世帯・勤労者世帯・・・・・・④
- 二人以上の世帯・無職世帯・・・・・・③
- 二人以上の世帯・その他の世帯・・・・・・③
- 単身世帯・全世帯・・・・・・・・・・・①
- 単身世帯・勤労者世帯・・・・・・・・・・・②
- 単身世帯・無職世帯・・・・・・・・・・・①
- 単身世帯・その他の世帯・・・・・・・・・・・①

例えば、世帯の種類が「総世帯」で世帯区分が「全世帯」の結果表では、①（総世帯・全世帯）の分位を適用しているため、結果表上では第I分位から第X分位までの世帯数分布がそれぞれ総数を10等分したものとなる。一方、世帯の種類が「単身世帯」で世帯区分が「全世帯」の結果表では、便宜、①（総世帯・全世帯）の分位を適用（総世帯の世帯数分布が10等分されるような分位）しているため、結果表上で第I分位から第X分位までの世帯数分布は10等分とならない。

#### (4) 年間収入階級、世帯主の年間収入階級

- ・世帯の年間収入額が不詳の世帯については、世帯主の職業、消費支出額、世帯主の年齢、有業人員により推計して、世帯の年間収入額を補定している。ただし、世帯主の年間収入額は不詳のままとしている。
- ・世帯主の年間収入階級は、年収・貯蓄等調査票により調査した世帯主の年間収入（「仕

送り金」を含む。)に基づいている。なお、「現物収入」は世帯主の年間収入に含まれない。

- ・世帯主の年間収入階級について、世帯主の年間収入額が不詳の世帯は、世帯主の年間収入階級の「平均」にのみ含まれる。世帯主の年間収入額が0の世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。ただし、世帯主の年間収入十分位階級・五分位階級では、世帯主の年間収入額が0の世帯は「平均」にのみ含まれる。

(5) 資産額階級

- ・「純資産総額（純金融資産+住宅・宅地）」が0及びマイナスの世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。
- ・「純資産総額（純金融資産+住宅・宅地）」が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
- ・資産額十分位階級・五分位階級での「純資産総額（純金融資産+住宅・宅地）」が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(6) 貯蓄現在高階級

- ・貯蓄現在高が0の世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。ただし、貯蓄現在高十分位階級・五分位階級では、貯蓄現在高が0の世帯は「平均」にのみ含まれる。
- ・貯蓄現在高が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(7) 世帯類型、高齢者世帯類型

- ・同じ世帯を「長子」と「末子」それぞれで分類している。

(8) 世帯主の配偶者の有無

- ・長期不在の家計を主に支える家族がいる世帯は、「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯」には含めない。したがって、「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯」の下位項目にある「主たる家計維持者が長期不在の世帯」に該当する世帯はない。

(9) 非就業者の有無

- ・「家計調査世帯特別調査」の調査世帯で世帯主・配偶者以外の世帯員の中に1人以上「非就業」の者がいる場合は、便宜、「他の世帯員」の非就業形態が不詳であると取り扱っている。

(10) 非同居家族の有無

- ・家計調査において世帯主が長期不在の世帯を調査対象から除外していることから、「家計調査世帯特別調査」世帯は全て「主たる家計維持者が長期不在の世帯」に該当しない。
- ・家計調査世帯票において単身世帯は「家族で同居していない者」の有無を調査していないため、便宜、「家計調査世帯特別調査」世帯のうち世帯票「単身世帯の形態」が「その他」である単身世帯は全て「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」に該当しないものとして取り扱っている。
- ・同じ世帯を「主たる家計維持者が長期不在の世帯」と「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」のそれぞれで分類している。
- ・「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」の内訳について、同じ世帯を「入院・介護施設に入所の非同居家族がいる」と「学業・その他の理由による非同居家族がいる」のそれぞれで分類している。

(11) 未婚の子供の数

- ・未婚の子供の数が「0人」の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

- ・単身世帯及び二人以上の世帯のうち核家族世帯以外の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(12) 曜日

- ・曜日別集計においては、月極め払い等の品目（家賃、電気代など）を除いて集計しており、「消費支出」にもこれらの品目の支出額は含まれない。
- ・「こづかい」については、「平均」にのみ含まれる。ただし、日付が不詳の場合は「日付不詳」に含まれる。

#### 別紙4 記号の凡例・秘匿処理

##### ○ 記号の凡例

- 1 統計表中に使用されている記号等は、以下のとおりである。
  - ・ 「-」は、該当数値のないことを示す。
  - ・ 「0」（0.0、0.00）は、表章単位未満の数値であることを示す。例：0.04 → 0.0
  - ・ 「X」は、該当数値が秘匿されていることを示す。
- 2 統計表の表題の中の「・」は、前後の分類項目が組み合わされていないことを示す。  
また、表題の中の「、」は、前後の分類項目が組み合わされていることを示す。

##### ○ 秘匿処理

調査世帯の回答の秘密を保護する観点から、集計世帯数が2.5未満のときは、金額等を「X」と表章している。

また、「集計世帯数」が1（世帯）となるセルを特定できないようにする観点から、「集計世帯数」は概数を表章している。具体的には、集計世帯数が5未満のときは「X」と表章し、集計世帯数が5以上のときは1の位で四捨五入して表章している。  
(例：集計世帯数7世帯 → 「集計世帯数（概数）」に「10」と表章)